

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月27日
【事業年度】	第18期（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）
【会社名】	株式会社インターファクトリー
【英訳名】	Interfactory, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 蕪木 登
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目10番2号
【電話番号】	03-5211-0086（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO コーポレートディベロップメント部長 赤荻 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見二丁目10番2号
【電話番号】	03-5211-0086（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO コーポレートディベロップメント部長 赤荻 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2017年5月	2018年5月	2019年5月	2020年5月	2021年5月
売上高 (千円)	960,896	1,338,474	1,502,894	1,830,313	2,170,319
経常利益 (千円)	22,533	40,200	85,827	162,540	193,726
当期純利益 (千円)	24,239	27,704	54,039	103,609	131,025
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	116,400	116,400	116,400	116,400	392,929
発行済株式総数					
普通株式 (株)	23,200	23,200	23,200	3,220,000	3,991,500
A種優先株式	9,000	9,000	9,000	-	-
純資産額 (千円)	83,476	111,180	165,219	268,829	952,914
総資産額 (千円)	567,410	662,235	704,269	854,353	1,448,042
1株当たり純資産額 (円)	356.42	12.17	28.95	83.49	238.74
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	752.78	8.60	16.78	32.18	34.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	34.19
自己資本比率 (%)	14.7	16.8	23.5	31.5	65.8
自己資本利益率 (%)	34.0	28.5	39.1	47.7	21.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	66.46
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	28,475	126,195	137,824	179,170
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	52,984	81,125	60,619	127,137
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	15,758	31,037	22,068	360,892
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	204,458	218,490	273,627	686,552
従業員数 (人)	72	82	90	118	133
(外、平均臨時雇用者数)	(5)	(4)	(3)	(3)	(2)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標：-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	9,000
最低株価 (円)	-	-	-	-	1,944

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 第14期から第16期までの1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産分配額を控除して算定しております。

5. 第14期から第17期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6. 第14期から第17期までの株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。

7. 当社は、2020年3月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
9. 主要な経営指標等の推移のうち、第14期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。
10. 第15期から第18期までの財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
11. 従業員数は就業人員(休職者を除く)であり、臨時従業員数(パートタイマー、アルバイト)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
12. 2020年2月19日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付で当該A種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は、2020年2月27日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
13. 第14期から第18期の株主総利回り及び比較指標については、2020年8月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、記載しておりません。
14. 第14期から第17期までの最高株価、最低株価については、当社株式は非上場であったため記載しておりません。なお、当社株式は2020年8月25日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2【沿革】

当社はインフラの設計構築、ソフトウェアの開発、運用保守まで全てのフェーズでお客様に責任を持ってサービスの提供ができる、インターネット関連のソフトウェア受託会社を目的として、2003年6月に東京都練馬区大泉学園町において創業いたしました。これまでの経緯は次のとおりです。

2003年6月	東京都練馬区大泉学園町において有限会社インターファクトリー設立（資本金3,000千円）
2004年1月	ECサイト構築パッケージ「EC VALUE MARKET」提供開始
2006年7月	株式会社インターファクトリーに組織変更
2007年1月	「EC VALUE MARKET」の名称を「えびすmart」に変更
2007年7月	資本金を10,000千円に増資
2010年1月	「えびすmart」をクラウド型にバージョンアップ（ 1 ）
2012年10月	プライバシーマーク取得（ 2 ）
2013年3月	資本金を90,000千円に増資
2014年12月	「えびすmart」を「ebisumart」へ名称変更
2015年1月	本社を東京都千代田区富士見に移転
2015年8月	I S O / I E C 27001 (I S M S) の認証を取得（ 3 ）
2015年10月	資本金を105,600千円に増資
2015年12月	資本金を116,400千円に増資
2016年5月	本社を現在地に移転
2017年10月	クレジットカード取引に係るデータセキュリティの国際規格P C I - D S S に準拠（ 4 ）
2020年8月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

[用語解説]

1. クラウド型

ソフトウェアを利用者（顧客）側に導入するのではなく、提供者（サーバー）側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等のネットワーク経由で利用者にサービスとして提供し、シングルシステム・マルチテナント方式になっているものを指します。

2. プライバシーマーク

プライバシーマークとは、個人情報の保護措置について一定の要件を満たした事業者などの団体に対し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（J I P D E C）が使用を許諾する登録商標であります。

3. I S O / I E C 27001 (I S M S)

国際標準化機構（I S O）と国際電気標準会議（I E C）が共同で策定する情報セキュリティ規格で、情報資産の保護、利害関係者からの信頼を獲得するための“セキュリティ体制の確保”を目的としたフレームワークとなります。

4. P C I - D S S

カード会員情報の保護を目的として、国際ペイメントブランド5社（アメリカンエクスプレス、D i s c o v e r、J C B、マスターカード、V I S A）が共同で策定したカード情報セキュリティの国際統一基準です。

3【事業の内容】

当社は「関わる従業員、お客様、取引先様の幸せを実現する」ことを企業理念に掲げ、事業運営を行っております。その実現のために「ECで、すべての人を豊かに」をスローガンにクラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」の開発及び保守サービスの提供を行っております。

2021年7月に発表された経済産業省による「令和2年度電子商取引に関する市場調査」では、2020年のB to CのEC市場規模は19.3兆円で前年とほぼ同等でありました。こちらは主として新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行サービス業の縮小による減少が大きくなったものの、一方で外出自粛に伴うECの利用が促進された結果、物販系分野でのEC市場規模が拡大いたしました。また、EC化率はB to Cで8.08%（前年6.76%）、B to Bで33.5%（前年31.7%）と引き続き増加しており、今後は更にECがより身近なものになると見込まれます。このような状況の中、企業はEC市場に更なる投資を行っていくことが見込まれ、当社においては、このようなニーズに的確に対応し、オムニチャネル戦略やマルチブランド戦略等の実現を通じ顧客企業の売上およびブランド価値を最大化するためのソリューションを提供してまいります。

(1)当社の事業内容について

当社事業は、クラウドコマースプラットフォーム構築事業の単一セグメントであります。クラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」に係る システム受託開発サービス、 システム運用保守サービス、 その他のサービスの3つのサービスを提供しております。

システム受託開発サービス（フロー）

通常、ベンダーの環境に依存するクラウド型サービスでは個別の要望に応じるカスタマイズの自由度は大幅に低くなりますが、「ebisumart」はクラウド型サービスでありながらカスタマイズが可能であるという特徴を有しております。当社はシステム導入に際し顧客の要望に応じてカスタマイズを実施することが一般的であるほか、システム導入後につきましても新たな機能追加等の依頼に応じて追加カスタマイズを行います。

カスタマイズ業務におきましてはプロジェクト・マネジメント制を採用し、要件定義から設計、開発、テスト、納品まで同一のメンバーが担当することにより品質強化はもちろん、障害発生時の対応も迅速且つ効率的に行える体制とし、顧客に安心・安全を提供できるよう取り組んでおります。

これらの業務に対し、カスタマイズ料という形で報酬を受領するフロー型ビジネスとなっております。

システム運用保守サービス（ストック）

「ebisumart」上に顧客の店舗がオープンした後は、顧客のサポートを専門に行うECコンシェルジュによるきめ細かな保守サービス、セミナーの開催や、カスタマーサクセスチームによるコンサルティング等の各種サポートサービスを通じて個々の顧客に対し最適なサービスの提供に努めております。また、クラウド型の利点を生かし、毎週機能の追加、更新、修正等を行い、顧客に対し常に最新・最適なサービスの提供に努めております。これらの業務に対し、月額利用料という形で報酬を受領するストック型ビジネスとなっております。

報酬の内訳は、「基本料金」、「変動料金」、「その他」で構成されており、それぞれの内容は以下のとおりとなっております。

区分	内容
基本料金	月額固定料金で、基本的な保守サービスの対価であります。
変動料金	各顧客のシステム利用状況に応じて課金する料金であります。
その他	オプションサービスの利用料等であります。

その他のサービス

既存顧客に対し、提携先企業の各種サービス（ディスプレイ広告サービス、商品のレコメンド機能、各種分析機能等）の紹介、運用代行サービス、ECに関するビジネス支援サービス等のカスタマーサクセスを目的とした各種サービスを提供しております。

(2) 当社の事業及びサービスの特徴について

「ebisumart」は、「拡張性・最新性・安心性」の3つの特性により、中規模から大規模のEC事業者のニーズに最適なソリューションを提供しております。

拡張性

「ebisumart」はASPサービス（注1）の「システムが古くならない」メリットとパッケージソフトの「他システムとの連携等のカスタマイズができる」メリットの両方を備えており、クラウドサービスでありながら顧客の様々な要望に柔軟に対応することが可能です。

最新性

パッケージソフトは時の経過とともに陳腐化していきますが、「ebisumart」は機能の追加やアップデートを毎週行っており、全ての顧客は常に最新・最適なサービスを利用することが可能です。

安心性

システムの利用状況に応じてサービス提供の基盤であるインフラ環境を柔軟に変更することが可能となっており、最適かつ無駄のない状態に保つことができるため、一時的な高負荷にも対応することが可能です。また、通常のセキュリティ対策に加え、通信の監視・ブロックを行うオプションも利用可能となっており、安心してシステムを利用していただくことが可能です。



フルカスタマイズが可能な「クラウドコマースプラットフォーム」



3つの特長



販売体制としましては顧客ニーズを的確に把握できるダイレクトセールスを主体としておりますが、API（注2）を公開することによりプラットフォームのオープン化を進め、パートナー開拓を通じた事業拡大のための基盤構築を進めるとともに、パートナープログラム「ebisumart ecosystem」を展開し、パートナー企業に「ebisumart」上で動作するEC支援サービスアプリケーションの開発環境を提供しております。これによりパートナー企業にはEC支援サービスアプリを製作する機会を提供し、顧客企業には幅広いEC支援サービスを受ける機会を提供します。各パートナーの機能及び役割は以下のとおりとなっております。

(1) OEMパートナー

「ebisumart」をOEM商品として第三者に販売します。

(2) ソリューションパートナー

「ebisumart」の販売代理業務に加え、エンドユーザーに対し「ebisumart」のカスタマイズ業務を行います。

(3) セールスパートナー

「ebisumart」の取次店業務及び販売代理店業務を行います。

(4) アプリケーションパートナー

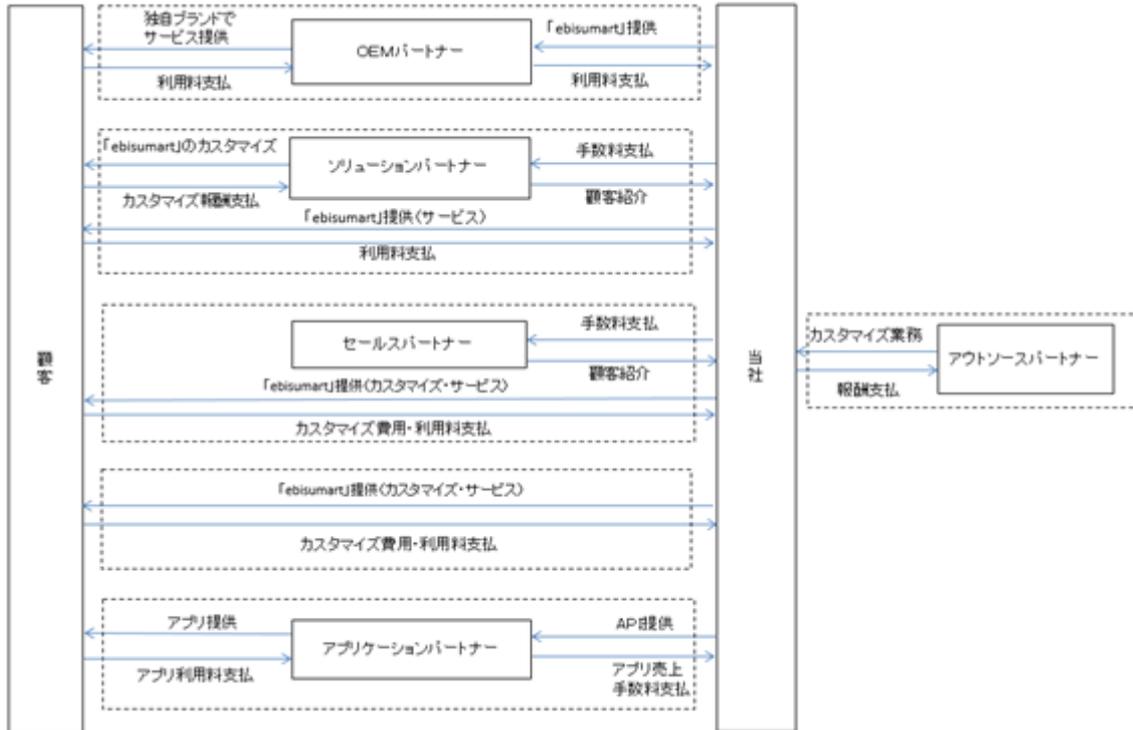
「ebisumart」カスタマイズ用アプリケーションの開発及び販売を行います。

(5) アウトソースパートナー

当社の委託を受け、「ebisumart」のカスタマイズ業務を行います。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- (注1) アプリケーションサービスプロバイダのことで、インターネットを介したサービス提供で、すぐに導入でき、コストが安くシステムが古くならないメリットはありますが、カスタマイズができない点がデメリットであります。
- (注2) アプリケーションプログラミングインターフェースのことで、あるコンピュータプログラムの機能や管理するデータ等を外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式等を定めたものであります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
133(2)	32.9	3.7	5,879,259

(注) 1. 当社は、クラウドコマースプラットフォーム構築事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

2. 従業員数は就業人員(休職者を除く)であり、臨時従業員数(パートタイマー、アルバイト)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 事業規模の拡大に伴い、従業員数は前期末と比較して15人増加しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「関わる従業員、お客様、取引先様の幸せを実現する」ことを企業理念に掲げ、事業運営を行っております。その実現のために「ECで、すべての人を豊かに」をスローガンにクラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」の開発及び保守サービスの提供を行っております。

(2) 経営環境及び経営戦略等

当社が関連するEC市場は、経済産業省が2021年7月に公表した「令和2年度電子商取引に関する市場調査」によるとB to B、B to C共にEC化率が増加傾向にあり、商取引の電子化が引き続き発展していますが、一方では業界におけるエンジニアの数が不足しており、当社におきましてもエンジニアの確保が重要な経営課題となっております。このような環境のなか、クラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」の確固たる地位を構築・獲得し、中長期的な経営戦略を実現するため、以下の項目を今後の課題として位置付けております。

当社は、従来より既存顧客の満足度向上及び新規顧客の開拓を図るため、組織改編及びマーケティング部門の強化を実施し、保守売上の積み上げ及び新規開発売上の獲得に努めてまいりました。また、「ebisumart」の信頼性をより高めるため、情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001の認証取得やクレジットカード業界における国際セキュリティ基準であるPCI-DSSへの準拠も継続しております。

今後は、これらをベースにさらに快適・安全に「ebisumart」を利用していただくためシステムの継続的なアップデートを行ってまいります。具体的には機能拡充、品質向上、セキュリティ強化を重点的に取り組むとともに、ブランド戦略の強化、R&Dによる先端技術の開発、セールス・生産体制の強化を行いお客様の事業拡大に貢献してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は経営指標としてシステム受託開発の受注金額及び期末店舗数を重要な経営指標と位置付けております。各業種の上位企業をターゲットとして事業活動を行うことでGMV（流通総額）の最大化を図り、解約率を低減して着実に店舗数を積み上げることで売上高及び利益の安定的な成長を実現し、継続的な企業価値の向上を目指します。

(4) 対処すべき課題

オープンプラットフォーム化の推進

APIを公開し、当社のパートナー企業が広く「ebisumart」のカスタマイズに参加できる環境を整備することにより、パートナー開拓を通じた事業規模の拡大を進めてまいります。

また、パートナー企業に対しパートナープログラム「ebisumart ecosystem」を展開することで、オープンプラットフォームとしての地位を明確化し、パートナー企業との連携を強固なものとするにより顧客に対するサービス内容の向上を図ってまいります。



(注) 1. 処理カスタマイズAPIとは「ebisumart」のシステムによる処理の一部をアプリによってカスタマイズするための仕組みであります。

2. データアクセスAPIとは、「ebisumart」が保持しているデータにアプリからアクセスするための仕組みであります。

顧客満足度の向上

a. サポートサイトの充実

顧客向けサポートサイトの更なる充実を図り、マニュアルや各種説明資料、Q & Aコンテンツの拡充を通じて、わかりやすさを改善してまいります。

b. 標準・オプション機能の追加開発

ECサイト構築プラットフォームという特性から、他社サービスと比較をして機能的な優位性を維持する必要があります。顧客ニーズを注意深く収集し、他社システムとの優位性を確保すべき機能を積極的に開発し、標準又はオプション機能（有償）として提供してまいります。

c. 新規クラウドコマースプラットフォームの開発

EC市場拡大と既存顧客の成長を見越し、従来よりEC流通総額の大きいハイエンド層に対応可能な、新しいスペックのクラウドコマースプラットフォームの開発を進めてまいります。柔軟なカスタマイズの優位性はそのままに、新たな顧客層の獲得により、引き続きクラウド型ECプラットフォーム市場においてシェアの拡大に努めてまいります。

d. 品質改善・セキュリティ対策

さらなるプログラムの品質向上を目指し、品質管理体制の強化、自動テストの導入などを実施し安定稼働とパフォーマンスの向上を目指します。また、引き続きISO/IEC27001の認証、PCI-DSSへの準拠を含め、セキュリティ面の強化にも積極的に取り組んでまいります。

営業力の強化

a. パートナーネットワークの構築

「ebisumart」の販売代理店となるセールスパートナー、「ebisumart」を利用したSI（システムインテグレーション）を行うソリューションパートナー、「ebisumart」を自社ブランドで提供するOEMパートナー、当社が受託したシステムの開発や当社サービスを用いたECサイトのデザインを委託するアウトソースパートナー、「ebisumart」向けのアプリケーションを開発するアプリケーションパートナーの開拓を引き続き行い、当社サービスの普及拡大を推進してまいります。

b. ブランディング・広告販売の強化

当社サービスの知名度をさらに高めるため、引き続き積極的なセールスプロモーション及びPRを行い、ブランド力の向上に努めてまいります。

c. 人材の確保・育成について

当社はインターネットを通じたコンピュータサービスの提供を行っており、全てのサービスが直接的に人の手で構築運用されております。そういった環境の中で高度なシステムエンジニアリング及びコンタクトセンターサービスを提供する必要があり、有能な人材の採用及び継続的な教育は経営上の最重要課題として位置付けております。

d. 顧客ニーズの収集体制強化

従来よりECコンシェルジュという専任のサポートスタッフによるコンタクトセンター運用を通じ、顧客満足度の向上を図って参りましたが、更なる顧客満足度の向上のためカスタマーサクセスチームを設置し、主体的に顧客のニーズを収集できる体制を構築いたしました。今後は収集した情報を基に顧客満足度及び品質の向上を図ってまいります。

e. エンジニアの強化

顧客のサイト新規オープン並びに運用後の修正作業について、今後アウトソースパートナーへの開発委託を積極的に推進する一方で、引き続きコアプロダクトは品質及びスピードを重視し社内で開発を行っていくため、継続的なエンジニアの採用及び教育を推進してまいります。

収益力の強化

a. ストック収益の拡大

当社は収益力を強化するために、ストック収益であるシステム運用保守売上を最大化するため、新規店舗の獲得に努めてまいります。

b. プロジェクト・マネジメントの強化

現在比較的大規模のプロジェクトが増えており、不採算案件の発生は収益を大きく毀損することになるため、プロジェクト・マネジメントの強化を図り、不採算案件を発生させない取り組みを強化してまいります。

c. 内部管理体制の強化

短期間で組織を拡大・構築する中で、従業員の確保・育成とともに知見の共有、業務の標準化及び効率化を図ることが重要であると考えております。また、コーポレート・ガバナンスを充実することで内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

d. 新規サービスの創出

単一事業による経営リスクの低減とエンジニア人材の流動性を高めて技術力向上をはかるために、新規サービスの構築と人材の育成に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示をしております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書の本項以外の記載内容も併せて慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項につきましては、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 市場及び事業環境に関するリスク

EC市場の動向

当社はECサイト構築を主たる事業としていることから、B to B及びB to CのEC市場のさらなる増大（流通総額の増大）が成長の基本的な条件と考えております。

経済産業省が2021年7月に公表した「令和2年度電子商取引に関する市場調査」によると、日本国内のB to B及びB to CのEC化率は増改傾向にあり、商取引の電子化が引き続き発展しておりますが、セキュリティの脅威や法規制、その他予期せぬ要因等によって、EC市場が順調に成長しない場合または、インターネット市場そのものが成長しない場合は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

技術革新について

インターネットにおいては絶え間なく技術革新が起こっており、当社が属するサービス分野でも新しい技術やデバイスを利用したシステムが登場し続けております。これら新しいシステムは、従来は不可能であった機能や、より高度な機能を実装したサービスとして提供することが可能であります。

当社では、常に最新の技術動向へ目を向け、新機能の開発や新サービスの提供に新しい技術等を積極的に導入することにより、当サービスの技術的優位性を維持する努力をしております。

しかしながら、インターネットの技術革新に追随しながら新機能や新サービスを提供し続けるためには、それを可能にする従業員の確保や育成など、開発体制の強化と維持を欠かすことができず、何らかの要因により当社がそれに耐えうる開発体制の強化と維持が困難になる場合は、技術的優位性を発揮できなくなり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ソフトウェアの減損について

当社は固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。当社は新たに開発した機能等を無形固定資産に計上しておりますが、将来、技術革新や市場動向の変化等により技術の陳腐化やサービスの販売鈍化が発生することで経営環境が著しく悪化し、収益性の低下等減損の兆候が認められ、減損損失を認識すべきであると判定された場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、開発した機能等に資産性が無いと判断された場合、資産計上は認められず、一括費用処理することとなり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び当社サービスに関するリスク

特定のサービスへの依存について

当社はクラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」の運用をしております。主たる収益はECサイトの新規構築時の構築収入（フロー）及び、サービス運用に伴う課金収入（ストック）であります。当事業年度における売上高のほとんどは、構築収入及びサービス課金収入に依存しております。今後、新たな技術革新、社会情勢の変化、法的規制の導入や予期せぬ事象の発生等により、サービスの競争力の低下による獲得店舗数の減少や、サービス運営が困難となった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競合との競争激化によるリスク

当社サービスの技術的な側面からみた参入障壁は、著しく高いものとは言えず、したがって、資金力、ブランド力を有する大手企業をはじめとする競合他社が参入し、類似サービスを提供する事業者の増加が予想されます。当社といたしましてはAPIを公開してパートナー企業が参加しやすい環境を構築することで業界での地位確立に努めておりますが、価格競争など市場競争が一層激化し、サービス価格の引き下げを強いられる、または市場シェアが低下するなどにより、業績に悪影響を与える可能性があります。あるいは、全く新しい発想や技術を活用した競合サービスが登場し、かつそれが市場に支持されることにより、当社サービスの相対的な優位性が低下した場合、当社の事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

SLA（サービスレベルアグリーメント）賠償適用によるリスク

当社は、当社サービスの月間の稼働時間及び一定時間あたりの処理速度（一定時間あたりのアクセス数）等の技術的なサービス提供能力について、顧客に対して一定の保証水準を設けており、「利用規約」に定め、あらかじめこれを提示しております。当社は、SLAに定める保証水準を達成できなかった場合には、SLAの賠償条項に基づき、月次利用料金の範囲内で利用料金を減額しなければならず、かかる減額が多額になった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

システム受託開発売上について

当社の売上のうち、システム受託開発に関する売上につきましては、プロジェクト・マネジメント制を採用しシステムの導入から運用保守まで一貫して1つのチームが対応することによりきめ細かな対応を行うよう努めておりますが、顧客の要望による仕様変更やトラブル等により納期が遅れた場合、売上の計上が遅れ、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、顧客の要望と当社の認識に著しい差異があった場合に、大幅な仕様変更等が必要になることがあり、利益率の低下につながる可能性があります。

(3) システム障害に関するリスク

システム障害・通信トラブルについて

当社の事業では、サービスの安定的な提供を維持するため、外部の提供するクラウドサービスを通じて当社サービスを提供しております。

当社は、外部のクラウドサービスを、地震、落雷、火災等の災害に対して十分な耐性を有すると判断される施設に限定し、慎重に検討した上で選定しております。

しかしながら、自然災害、火災、コンピュータウイルス、通信トラブル、第三者による不正行為、サーバーへの過剰負荷、人為的ミス等あらゆる原因によりサーバー及びシステムが正常に稼働できなくなった場合、あるいは当社が過去に蓄積してきた商品及び価格情報が消失した場合、当社のサービスが停止する可能性があります。

上記の理由により当社のサービスが停止した場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

プログラム不良によるリスク

開発したプログラムの不具合を原因として、システムに動作不良等が発生し、当社の提供するサービスが中断または停止する可能性があります。

当社では、システムの開発にあたり、綿密な開発計画の策定からテストの実施まで十分な管理を行っており、可能な限りこのような事態の発生を未然に防ぐための開発体制の構築に努めております。

しかしながら、このような事態が頻繁に発生した場合には、当サービスに対する信頼性が失われ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

特定のサーバーへの依存によるリスク

当社のサービスにおいては、AWS（Amazon Web Services, Inc.）をデータセンターとして利用しており、第18期（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）におけるAWSに対するサーバー費用は232,109千円ですが、今後も事業拡大に伴いサーバー費用が増加することが想定されます。障害が生じ代替手段の構築ができずに、サービスが長時間にわたり中断する等の事象が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及び知的財産等に関するリスク

法的規制について

当社がサービスを提供する場合、又はサービス提供の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合に、深く関与する法律の一例として、以下のような法律があります。

- 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」
- 「特定商取引に関する法律」
- 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」
- 「個人情報の保護に関する法律」
- 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」
- 「下請代金支払遅延等防止法」

当社は、これらの法律を遵守するために必要な社内体制の整備、当社サービスの利用規約の整備等を行っておりますが、法律改正等により当社の整備状況に不足が生じ、または当社が受ける規制や責任の範囲が拡大した場合、その後の当社事業及び業績に影響を与える可能性があります。

個人情報の取り扱いについて

当社サービス内に格納された顧客が保有する個人情報等のデータについては、その閲覧、編集、削除等の一切の管理を顧客が自ら行うものとし、当社は、これらの情報資産を安全にかつ効率的に管理するためのプラットフォームを顧客に提供するのみで、当社が自ら顧客のデータの閲覧、編集、削除等の管理を行うことはありません。

しかしながら、当社は、あらかじめ顧客の同意を得て、その依頼に基づき、一時的に顧客保有の個人情報等を預かり、編集等を行うことがあります。

当社は個人情報の取扱いに関する重要性、危険性を十分に認識し、個人情報の適切な管理を実現するために、「個人情報保護規程」を整備しております。さらに、当社のホームページに「個人情報保護方針」を公開し、これら規程及び方針に準拠した行動指針やガイドラインを制定するとともに、役職員への教育、研修を通じて、個人情報を適正に管理する体制の構築に注力しております。

なお、当社は、2015年8月にISO/IEC27001の認証を取得しており、その後継続して更新しておりますが、個人情報の収集や管理の過程等において、不測の事態により個人情報の漏洩等が発生した場合、当社への多額の損害賠償請求やISO/IEC27001認証取消処分または罰金等が課されるなど、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティ対策の不備によるリスク

当社は、当サービスを提供することで、顧客が保有する多くの情報資産を安全かつ効率的に管理することができるプラットフォームを提供しております。

また当社も事業運営に必要なさまざまな情報資産を保有しており、情報資産を安全に管理することは、重要な経営課題として認識し、適切なセキュリティ対策を講じるよう努めております。

当社では、情報セキュリティマネジメントシステムの整備を進めており、適切な情報セキュリティの実現を図っております。

しかしながら、当社の予測を超える当社サービスへの不正アクセス、データの盗難、紛失等により、または情報セキュリティ対策の不備により、情報資産の漏洩、紛失、改竄等があった場合、当社への多額の損害賠償請求や認証資格の取消処分または罰金等が課される可能性があり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

当社は、知的財産権の保護をコンプライアンスの観点から重要な課題であると認識しており、専門家と連携して可能な範囲で調査対応を行っております。当社が提供する「ebisumart」の一部について第三者が所有権を有するソフトウェアを使用しておりますが、当該第三者との間で使用許諾に係る覚書を締結しており、第三者の特許権、著作権等の知的財産権の侵害は無いと認識しております。しかしながら、ソフトウェア開発事業において第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社の事業領域に関連する知的財産権について第三者の特許取得が認められた場合、あるいは将来特許取得が認められた場合、当社の事業遂行の必要上これらの特許権者に対して使用料を負担する等の対応を余儀なくされる可能性があります。この場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) プラットフォーム開発に係る投資によるリスク

当社では、新機能の開発及び新サービスの提供を目的として、積極的にクラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」に係る開発活動を実施し、新たに開発した機能等を無形固定資産に計上しております。当社は、常に最新の技術動向へ目を向け、新機能の開発や新サービスの提供に新しい技術等を積極的に導入しているため、資産計上に当たっては、開発計画策定時に、新たに開発しようとする機能等が技術的に実現可能であり、顧客への提供が確実であると見込まれることが重要と認識しております。そのため、開発計画を取締役会等で承認するとともに、開発計画に従って開発作業が進捗しているか、開発中の大幅な修正費用等が発生していないかを適時確認し、資産計上が適切に行われているかを検証しております。

しかしながら、予測不能な外部環境の変化や開発体制・開発方針の変更により、想定していた資産計上がなされない可能性があり、この場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 事業運営体制に係るリスク

特定の人物への依存について

当社の創業者であり大株主でもある代表取締役社長兼CEO 藤木 登は、当社の強みである事業の創出やノウハウを蓄積しており、事業の推進において重要な役割を果たしております。

当社は、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を目指し、幹部人材の育成及び強化を進めております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の業務執行ができない事態となった場合には、当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保及び育成

当社において優秀な人材の確保、育成及び定着は今後の業容拡大のための重要課題であります。新入社員及び中途入社社員に対する研修の実施をはじめ、リーダー層となる中堅社員への幹部教育を通じ、将来を担う優秀な人材の確保・育成に努め、社内研修等を通じて役職員間のコミュニケーションを図ることで、定着率の向上を図っております。しかしながら、これらの施策が効果的である保証はなく、必要な人材を採用できない場合、また採用し育成した役職員が当社の事業に寄与しなかった場合、あるいは育成した役職員が社外流出した場合には、優秀な人材の確保に支障をきたし、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) その他リスク

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社では今後も新株予約権の付与を行う可能性があり、この場合、さらに1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は51,000株（発行済株式総数3,991,500株の1.3%）であり、当社は今後もストック・オプション制度を活用していく方針であります。

配当政策について

当社では、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を勘案して、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。しかしながら、当社は本書提出日現在成長過程にあり、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先して、創業以来無配当としてまいりました。

現在は、内部留保の充実に努めておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

資金使途について

当社株式上場時の公募増資による調達資金の使途につきましては、当社サービスの認知度を向上させるためのマーケティング費用、事業拡大のために必要なソフトウェア開発費用、事業規模拡大による人員増加に対応するための事務所増床関連費用、借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。しかしながら、変化する経営環境に柔軟に対応するため、現時点での計画以外の使途にも充当される可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性もあります。

新型コロナウイルスの影響について

新型コロナウイルス等の感染症、伝染病等の流行等の影響により経済活動が停滞し、国内消費が悪化する可能性があります。このような環境のなか、当社が属するEC業界におきましては外出自粛に伴う巣籠消費の増加等によりECサービスの利用が増加したこともあり、業績に影響を与えるような事象は現在のところ発生しておりません。今後につきましても在宅勤務や巣籠消費等の定着により継続的な需要が期待できるものと考えており、当社としましてはオンラインでの顧客面談やセミナーの開催等により営業活動を進めてまいる所存であります。しかしながら、経済活動の停滞が長期化した場合は当社の顧客であるEC事業者の業績悪化が拡大し、顧客の経営方針が変更となり、商談中の案件が失注となる可能性があるほか、テレワークの影響により問い合わせから契約成立までのリードタイムが長期化し売上の計上時期が遅れ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

(資産)

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末と比べ593,688千円増加し、1,448,042千円となりました。主な要因は、売上の増加により売掛金が77,989千円増加したことや、公募増資等により現金及び預金が412,925千円増加したこと、自社利用ソフトウェアの開発等により無形固定資産が81,391千円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末と比べ90,396千円減少し、495,128千円となりました。主な要因は、短期借入金が返済により150,000千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末と比べ684,084千円増加し、952,914千円となりました。主な要因は、公募増資により資本金が269,773千円、資本準備金が269,773千円増加したこと、当期純利益が131,025千円計上されたことによるものであります。この結果、自己資本比率は65.8%（前事業年度末は31.5%）となりました。

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが見られています。景気の先行きについては、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、回復への動きが継続することが期待されますが、新型コロナウイルス感染症拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があると見られ、先行きは不透明です。

このような状況の中、当社においては新型コロナウイルス感染症対策による電子商取引の需要増から、新規の引き合いが増加し、システム受託開発の受注が増加いたしました。また、既存顧客につきましても店舗へのアクセス数や流通総額が堅調に推移しております。さらに、感染症対策により取引先への訪問件数が減少したことや従業員のリモートワークが定着するなどし、販管費が想定以下で推移いたしました。

その結果、保守売上及び新規開発売上が順調に推移し売上高は2,170,319千円（前年同期比18.6%増）、営業利益は208,550千円（同21.7%増）、経常利益は193,726千円（同19.2%増）、当期純利益は131,025千円（同26.5%増）となりました。

なお、当社はクラウドコマースプラットフォーム構築事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比べ412,925千円増加し、686,552千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは179,170千円の収入となりました。これは主に税引前当期純利益を193,726千円計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは127,137千円の支出となりました。これは主にサービス充実を目的とした無形固定資産（自社利用ソフトウェア）の取得による支出111,815千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは360,892千円の収入となりました。これは主に新株の発行による収入539,546千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当事業年度における生産実績は、次のとおりであります。

売上の計上区分	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
システム受託開発	438,848	130.7

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. システム運用保守及びその他に関しましては、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。
3. 金額は製造原価によっております。

b. 受注実績

当事業年度における受注実績は、次のとおりであります。

売上の計上区分	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
システム受託開発	932,483	126.0	263,901	111.3

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. システム運用保守及びその他に関しましては、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。
3. 受注高の増加理由は開発人員の増加により受注可能額が増加したためであります。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績を売上の計上区分別に示すと、次のとおりであります。

売上の計上区分	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
システム受託開発	919,205	128.7
システム運用保守	1,203,486	111.1
その他	47,628	145.7
合計	2,170,319	118.6

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額ならびに開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては過去の実績や現状等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる可能性があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しておりますが、見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものは以下のとおりであります。

a. 繰延税金資産について

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得に関する予測は、過去の実績等に基づいており、経営環境の変化や税制の変更等によって、課税所得の見積りの変更が必要となる場合には、繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

b. ソフトウェアの会計処理について

当社は、将来の収益獲得又は費用削減の効果につながるソフトウェアを開発する場合に、その開発にかかるとコストをソフトウェアとして無形固定資産に計上する場合があります。

その場合、見込収益獲得期間又は費用削減期間に基づく定額法(5年)により減価償却を実施しております。ただし、当該ソフトウェアの陳腐化や有効性の低下等により、見込んでいた効果が得られないことが明らかになった場合には、費用又は損失を計上する可能性があります。

c. 受注損失引当金について

当社は、システム受託開発案件のソフトウェアに関して、開発原価総額が受注契約金額を超える可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、当該開発案件に関して既に計上された損益の金額を控除した残額を、損失が見込まれた期の損失として計上し、受注損失引当金を計上しております。

経営成績の分析

a. 売上高

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ340,005千円増加し、2,170,319千円(前年同期比18.6%増)となりました。これは主に電子商取引の需要増から新規の引き合いが増加し、システム受託開発の受注が増加したことに伴い、システム受託開発売上が919,205千円(前年同期比28.7%増)となったことによるものであります。

b. 売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は事業規模拡大に伴い、前事業年度に比べ210,817千円増加し、1,262,420千円(前年同期比20.1%増)となりました。これは主に人件費、外注費、サーバー費用の増加等によるものであります。この結果、売上総利益は前年同期比に比べ129,188千円増加し、907,898千円(前年同期比16.6%増)となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、従業員数増加に伴う人件費、受注活動強化に伴うプリセールス費用(エンジニアの営業同行、見積業務等)、採用強化による採用費の増加等により前事業年度に比べ91,978千円増加し、699,348千円(前年同期比15.1%増)となりました。

この結果、営業利益は前事業年度に比べ37,210千円増加し、208,550千円(前年同期比21.7%増)となりました。

d. 営業外損益、経常利益

当事業年度における営業外収益は、受取保険金を計上したため前事業年度に比べ3,494千円増加し、4,496千円(前年同期比348.9%増)となりました。

当事業年度における営業外費用は、上場関連費用を計上したため前事業年度に比べ9,519千円増加し、19,320千円(前年同期比97.1%増)となりました。

この結果、営業外損益は14,824千円の損失となり、経常利益は193,726千円(前年同期比19.2%増)となりました。

e . 特別損益、当期純利益

当事業年度において特別損益の計上はなく、税引前当期純利益は193,726千円（前年同期比19.2%増）となりました。また、法人税等62,700千円を計上した結果、当期純利益は131,025千円（前年同期比26.5%増）となりました。

財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 財政状態の状況」をご参照ください。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制の強化、優秀な人材の確保、市場のニーズにあったサービスの展開等により、当社の経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものには、人件費、支払手数料、広告宣伝費等があります。運転資金は、主として内部資金及び借入により調達しております。

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は686,552千円であり、当社の事業を推進していく上で十分な流動性を確保していると考えております。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、システム受託開発の受注金額及び期末店舗数を重要な経営指標と位置付けております。システム受託開発の受注金額の多寡は、後のシステム運用保守につながる重要な要素であり、期末店舗数は「ebisumart」の規模を計る重要な指標として認識しております。当事業年度においては、受注金額が932,483千円、期末店舗数が384店舗と継続して増加した結果、売上高も堅調に推移いたしました。また、クラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」の価値を計る指標としてGMV（流通総額）を参考としており、当事業年度末で127,700,886千円と増加しております。当該目標の達成状況に関して一定の評価をしておりますが、今後も株主価値向上のための経営施策を実施してまいります。

区分	システム受託開発の 受注金額	期末店舗数（店）	GMV（千円） （1店舗あたりGMV）
2017年5月期	436,060	264	38,862,512 (162,605)
2018年5月期	647,610	307	61,427,584 (215,535)
2019年5月期	545,936	346	86,429,496 (265,121)
2020年5月期	739,800	375	110,180,238 (305,631)
2021年5月期	932,483	384	127,700,886 (332,554)

(注) 1. GMVには消費税等は含まれておりません。

2. 1店舗当たりGMVは、各期のGMV ÷ 期中平均店舗数で算出しております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当事業年度における、研究開発活動の金額は12,402千円であります。主な内容は最新技術の調査及び導入検討、システムアーキテクチャの検討であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、当事業年度において122,534千円の設備投資を実施いたしました。設備投資の主な内訳は、クラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」に対する機能追加及び改良に伴うソフトウェア111,815千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社はクラウドコマースプラットフォーム構築事業の単一セグメントであるため、セグメント別に記載しておりません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	本社設備	18,204	12,616	(注)5 203,978	234,799	133

(注) 1. 当社は、クラウドコマースプラットフォーム構築事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けて記載しておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 金額は帳簿価額であります。

4. 上記の他主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

2021年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	従業員数(人)	年間賃借料(千円)
本社 (東京都千代田区)	本社事務所	133	77,599

5. ソフトウェア仮勘定の金額を含んでおります。

6. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

当社は、サービス提供環境増強、機能強化等顧客に対するサービス向上のために継続的にクラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」のバージョンアップを行っております。また、労働環境の改善を目的として本社事務所の改装を実施する予定です。当事業年度末現在の新設計画は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都千代田区)	ソフトウェア	290,000	45,355	増資資金	2020年6月	2023年5月	(注)3
本社 (東京都千代田区)	本社事務所	100,000	-	増資資金	2021年9月	2021年12月	(注)3

(注) 1. 当社は、クラウドコマースプラットフォーム構築事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けて記載しておりません。

2. 金額には消費税等を含めておりません。

3. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,880,000
計	12,880,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,991,500	3,991,500	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	3,991,500	3,991,500	-	-

(注) 1. 2020年8月25日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。

2. 提出日現在発行数には、2021年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであり、取締役及び使用人に対して付与することを下記株主総会において特別決議されたものであり、当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2015年3月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 2 当社の従業員 48
新株予約権の数(個)	250
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式25,000(注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80(注)2, 5
新株予約権の行使期間	2017年4月2日から2025年3月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80 資本組入額 40(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年5月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年7月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、当社が自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を保有している場合に行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の税引前当期純利益が1億円以上である場合に行使することができる。

新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して新株予約権を行使することはできない。

4. 新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には譲渡することができないものとする。
5. 2020年2月27日開催の取締役会決議により、2020年3月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

第2回新株予約権

決議年月日	2015年9月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 11
新株予約権の数（個）	39
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式3,900（注）1, 5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	120（注）2, 5
新株予約権の行使期間	2017年10月13日から2025年9月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 120 資本組入額 60（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2021年5月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年7月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1～6. 「第1回新株予約権」の（注）1～6. に記載のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	2016年8月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 14
新株予約権の数(個)	53
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式5,300(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120(注)2,5
新株予約権の行使期間	2018年8月20日から2026年8月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120 資本組入額 60(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年5月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年7月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1~6、「第1回新株予約権」の(注)1~6に記載のとおりであります。

第4回新株予約権

決議年月日	2017年8月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 20
新株予約権の数(個)	112
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式11,200(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120(注)2,5
新株予約権の行使期間	2019年8月16日から2027年8月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120 資本組入額 60(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年5月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年7月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1~6、「第1回新株予約権」の(注)1~6に記載のとおりであります。

第5回新株予約権

決議年月日	2018年8月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 13
新株予約権の数(個)	56
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式5,600(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120(注)2,5
新株予約権の行使期間	2020年8月22日から2028年8月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120 資本組入額 60(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年5月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年7月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1~6、「第1回新株予約権」の(注)1~6に記載のとおりであります。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年2月19日 (注)1	普通株式 9,000 A種優先株式 9,000	普通株式 32,200	-	116,400	-	-
2020年3月16日 (注)2	普通株式 3,187,800	普通株式 3,220,000	-	116,400	-	-
2020年8月24日 (注)3	普通株式 466,000	普通株式 3,686,000	205,785	322,185	205,785	205,785
2020年9月25日 (注)4	普通株式 144,900	普通株式 3,830,900	63,987	386,173	63,987	269,773
2020年12月7日 (注)5	普通株式 103,000	普通株式 3,933,900	4,328	390,501	4,328	274,101
2021年3月8日 (注)5	普通株式 57,600	普通株式 3,991,500	2,428	392,929	2,428	276,529

- (注)1. 2020年2月19日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付で当該A種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は、2020年2月27日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 株式分割(1:100)によるものであります。
3. 有償一般募集増資(ブックビルディングによる募集)によるものであります。(発行価格960円、引受価額883.20円、資本組入額441.60円)
4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)によるものであります。(発行価格960円、引受価額883.20円、資本組入額441.60円)
5. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	28	62	19	23	3,501	3,636	-
所有株式数 (単元)	-	187	2,809	1,828	647	247	34,175	39,893	2,200
所有株式数の割合(%)	-	0.47	7.04	4.58	1.62	0.62	85.67	100	-

(6) 【大株主の状況】

2021年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
蕪木 登	千葉県市原市	1,600	40.09
蕪木 有紀	千葉県市原市	200	5.01
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	184	4.62
ヤマトフィナンシャル株式会社	東京都中央区銀座二丁目12番18号	90	2.25
兼井 聡	東京都江東区	75	1.88
小出 勝洋	神奈川県川崎市高津区	75	1.88
インターファクトリー従業員持株会	東京都千代田区	58	1.45
三石 祐輔	東京都新宿区	45	1.13
赤荻 隆	東京都東大和市	35	0.88
川端 修三	福岡県宗像市	24	0.62
計	-	2,387	59.80

(注) ヤマトフィナンシャル株式会社は、2021年4月1日にヤマト運輸株式会社に統合しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,989,300	39,893	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,200	-	-
発行済株式総数	3,991,500	-	-
総株主の議決権	-	39,893	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

(1) 配当の基本的な方針

当社は、経営成績及び財政状態を勘案して、株主への利益配当を実現することを経営上の重要課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当社は本書提出日現在成長過程にあり、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先して、創業以来無配当としてまいりました。

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な考え方

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

(3) 配当の決定機関

配当の決定機関について、中間配当は取締役会であり、期末配当は株主総会であります。

(4) 当事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の用途

当社は、上記(1)の方針に従い、創業以来配当を行っておらず、当事業年度においても剰余金の配当は実施しておりません。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

(5) 中間配当について

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当ができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると共に、透明性及び客観性を高め、健全な事業活動を行っていくことにより企業価値を最大化し、株主、取引先、従業員等のステークホルダーへ利益を還元することができると考えております。変化の激しいIT関連業界においてこれらを実現するため、内部統制の仕組、コンプライアンス体制及びリスク管理体制を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

() 取締役会

当社の取締役会は、提出日現在代表取締役である蕪木 登を議長として、5名の取締役（うち社外1名）で構成されております（各取締役の氏名等については、「(2) 役員の状況 役員一覧」をご参照ください。）。原則として毎月1回、取締役会規程に基づき監査役出席のもと法令・定款に定められた事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。また、迅速な意思決定を必要とする場合には、臨時取締役会を開催しております。

() 監査役会

当社の監査役会は、提出日現在常勤監査役（社外）1名と非常勤監査役（社外）2名で構成されております（各監査役の氏名等については、「(2) 役員の状況 役員一覧」をご参照ください。）。監査役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、取締役会の業務執行等を監査しております。また、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告を受け、内部監査担当及び会計監査人と連携することにより、監査に必要な情報の共有を図っております。

() マネージャー会議

マネージャー会議は、取締役及び執行役員、チームリーダー以上の役職者により構成されております。原則として毎月1回定期的に開催しており、日常業務における問題点の改善、社内業務運営上のルールの制定や改廃、管理職以外の人事に関する事項等についての意思決定を行っております。なお、マネージャー会議には取締役及び常勤監査役も出席しております。

() 内部監査

内部監査は代表取締役の承認により指名された3名の内部監査担当者が内部監査を実施しております。現状内部監査は全部署に対して実施しておりますが、内部監査担当者は自己の所属チーム以外の部署を担当しております。また、毎月1回定例会議を行い業務の進捗状況を共有するほか、毎年研修を行い各担当者のスキルアップに努めております。内部監査担当者は代表取締役社長に対して監査結果を報告した上で、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

() 会計監査

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人より適時適切な監査が実施されております。

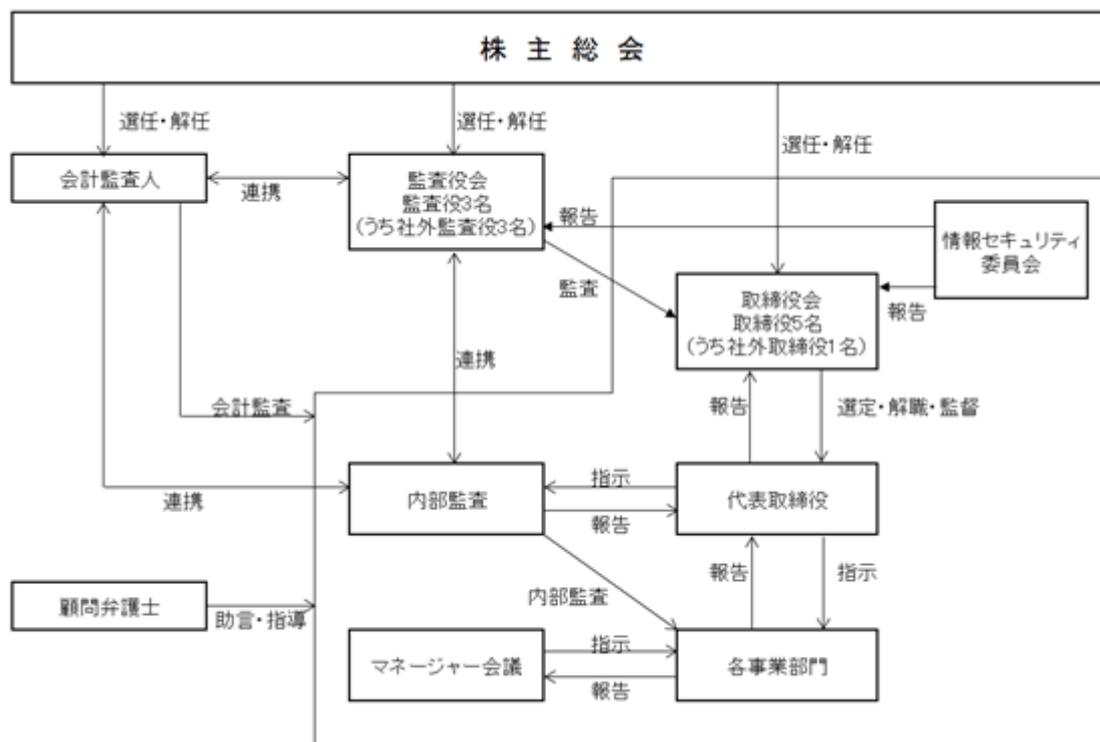
() 情報セキュリティ委員会

当社はクラウド型のサービスを提供していることから、情報セキュリティに関する情報収集及びそれらに対し適時適切な対応を行うため、情報セキュリティ委員会を毎月開催しております。情報セキュリティ委員会は代表取締役社長を委員長とし、委員長が必要と認めたメンバーで構成されているほか、常勤監査役も出席しております。

() 顧問弁護士

当社は桃尾松尾難波法律事務所と顧問契約を締結し、法律上の問題に関して適切な助言及び指導を受けられる体制を確保しております。

当社の機関・内部統制システムの体制を図示すると、次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会決議により以下の「内部統制システムに関する基本方針」を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用を行っており、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。基本方針の内容は以下のとおりとなっております。

1．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、当社が共有すべきルールや考え方を「インターファクトリーの経営目的と道」として表し、朝礼等において従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続的に行うことにより企業倫理の確立並びに法令、定款及び社内規程遵守の重要性に対する意識を高めます。
- (2) コーポレートディベロップメント部は、コンプライアンス規程に基づきコンプライアンスに関する情報収集及び周知を定期的に行うとともに、コンプライアンス違反の事実が発生した場合には原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行います。
- (3) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
- (4) 内部監査担当者は、「インターファクトリーの経営目的と道」の周知徹底のための活動を行い、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。
- (5) 当社は、法令並びに社内規程に違反する行為又は会社に著しい損害を与える恐れのある事実を早期に発見、是正することを目的として内部通報制度を構築し、周知徹底します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等の定めに従い、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理します。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。
- (2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理します。
- (3) 情報セキュリティに関する基本方針、規則等を定めるとともに「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティに関する情報の取集及び社内への周知徹底を図ります。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、適切なりスク管理を行うため、「リスク管理規程」を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めます。

- (2) 各部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
 - (3) 各部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する部門及び内部監査担当者にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役会に報告します。
 - (4) 内部監査担当者は、各部門が実施するリスク管理を監査し、体系的かつ効果的に行われるよう問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。
 - (5) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、内部監査担当者において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告します。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社に重大なリスクの生じる恐れのある意思決定事項に関してはマネージャー会議にて審議を行ったうえで、社長決裁ないし取締役会決議を行います。
 - (2) 業務執行に関しては、取締役及び執行役員の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「執行役員制度」、「業務分掌規程」、「職務権限一覧表」、「稟議規程」等に基づき、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化します。
5. 従業員のコンプライアンスを確保するための体制
- (1) 従業員が業務を行うにあたり、社内ルールを守り、法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育及び啓発行動を行います。
 - (2) 会社組織及び社内各部署における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備します。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
7. 監査役職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項
- (1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、当社は、監査役職務を補助するため、当社の従業員の中から当該業務に従事する従業員を選び、監査役職務を補助させることができることとします。
 - (2) 前号の監査役職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとします。
8. 監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役、執行役員及び従業員が、経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等を、監査役又は監査役会に報告できる体制を構築します。
 - (2) 取締役、執行役員及び従業員は、業務又は業績に影響を与える事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき、又はこれらの者から報告を受けた者は報告を受けたとき、監査役又は監査役会に速やかに報告します。
 - (3) 前号の報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社取締役、執行役員及び従業員に周知徹底します。
9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役会並びにその他の重要な会議及び委員会に出席するとともに、稟議書等の重要な文書を読覧し、必要に応じて関係する取締役又は従業員に説明を求めます。
 - (2) 内部監査担当者は、内部監査の内容について適時に監査役と打ち合わせるなどして監査役会と緊密に連携を図り、効率的な監査役監査に資するように協調して監査業務を進めます。
 - (3) 当社は、監査役から会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、社内の規程に基づき速やかに当該費用の支給を行うものとします。また、担当部門は每期この支給に必要な予算措置を講じるものとします。
10. 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (1) 「反社会的勢力対策規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の取締役及び使用人に対し周知徹底を図ります。
 - (2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

ロ リスク管理体制の状況

当社は、継続企業の前提として、経営の安定性、健全性の維持を重要な課題と認識しております。リスク回避及びリスク顕在化時の損害の最小化を目的に、「リスク管理規程」を定めるほか、毎年従業員に交付する社員手帳に災害やトラブル発生時の対応手順を明記するなど社内への周知徹底を図っております。また、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の助言を受けることができる体制を整えております。

ハ 取締役の任期

当社は、取締役の任期を2年とする旨を定款に定めております。

ニ 取締役の定数

当社は、取締役の定数を3名以上7名以内とする旨を定款に定めております。

ホ 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

その他、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

ヘ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

ト 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することのできる旨を定款に定めております。

これは機動的な資本政策の遂行を確保するためであります。

リ 取締役及び監査役の損害賠償責任（責任限定契約の概要）

当社は、取締役（取締役等であった者を含む。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨定款に定めております。また、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であることを除く。）との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。なお、責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

菅野 雅之は、当社との間で当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。

当社は、監査役（監査役であった者を含む。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨定款に定めております。また、会社法第427条第1項に基づき、監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。なお、責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

加山 宏、藤田 裕二及び南出 浩一は、当社との間で当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。

これらは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長兼CEO	蕪木 登	1973年10月10日生	1998年4月 株式会社システムマネージメント入社 2001年1月 株式会社ケー・ソフト入社 2003年6月 有限会社インターファクトリー設立 2006年7月 株式会社インターファクトリーへ組織変更、代表取締役社長就任(現任)	(注)3	1,600,000
取締役兼COO 製品開発部部長	兼井 聡	1977年5月29日生	2001年4月 株式会社アドマップス入社 2001年9月 株式会社ケー・ソフト入社 2006年1月 当社入社 システムソリューション部 部長就任 2006年12月 当社取締役就任(現任) 製品開発部門 情報システム部門担当	(注)3	75,000
取締役兼CMO マーケティング戦略部部長	三石 祐輔	1980年7月31日生	2005年4月 トライアックス株式会社入社 2005年9月 ゼンキュー株式会社設立 代表取締役就任 2008年2月 株式会社エーティーパートナーズ設立 代表取締役就任 2010年12月 株式会社アルトリスト設立 代表取締役就任 2013年3月 当社入社 マネジメントプランニング部 部長就任 2013年3月 当社取締役就任(現任) マーケティング戦略部門担当	(注)3	45,000
取締役兼CFO コーポレートディベロップメント部 部長	赤荻 隆	1966年8月27日生	1989年4月 レンゴー株式会社入社 1991年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任 あずさ監査法人)入社 1995年4月 公認会計士登録 1998年10月 税理士登録 2004年3月 アーク監査法人(現アーク有限責任監査法人)社員就任 2013年3月 当社監査役就任 2014年6月 当社コーポレートディベロップメント部 部長就任(現任) 2014年8月 当社取締役就任(現任) 管理・財務部門担当	(注)3	35,000
取締役	菅野 雅之	1952年7月19日生	1975年4月 東京芝浦電気株式会社(現株式会社東芝)入社 2010年6月 東芝ピーエム株式会社代表取締役就任 2013年6月 中部東芝エンジニアリング株式会社常勤監査役就任 九州東芝エンジニアリング株式会社非常勤監査役就任 2015年8月 当社取締役就任(現任) 2018年5月 株式会社オフィス24(現株式会社バルテック)非常勤監査役就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	鳥山 亜弓	1971年3月23日生	1996年11月 朝日監査法人(現有限責任あ ずさ監査法人)入社 2000年4月 公認会計士登録 2010年12月 弁護士登録(東京弁護士会) 隼あすか法律事務所入所 2013年7月 千代田国際法律会計事務所開 設、所長就任(現任) 2015年8月 セントラル総合開発株式会 社 社外取締役就任(現任) 2015年10月 独立行政法人北方領土問題対策 協会 監事(非常勤)就任(現 任) 2021年8月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役	加山 宏	1954年4月19日生	1982年7月 東京中小企業家同友会 入社 1986年2月 鈴木電興株式会社(現スズデン 株式会社)入社 1999年6月 同社 取締役就任 2008年6月 同社 常勤監査役就任 2014年7月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	15,000
監査役	藤田 裕二	1962年5月24日生	1987年4月 東京国税局入局 1992年10月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任 あずさ監査法人)入 社 1998年4月 公認会計士登録 1999年1月 藤田公認会計士事務所設立 所長就任(現任) 2004年3月 アーク監査法人(現アーク有限 責任監査法人)設立 社員就任 2014年8月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	南出 浩一	1973年7月28日生	1999年10月 中央監査法人入社 2005年3月 公認会計士登録 2005年7月 能登屋会計事務所入所 2006年4月 南出公認会計士事務所設立所長 就任(現任) 2006年5月 株式会社ループス・コミュニ ケーションズ入社 2008年6月 アーク監査法人(現アーク有限 責任監査法人)入社 2013年6月 Mipox株式会社社外監査役就任 (現任) 2014年8月 当社監査役就任(現任) 2014年11月 やまと監査法人設立 代表社員 就任(現任)	(注)4	-
計					1,770,000

- (注) 1. 取締役菅野 雅之及び鳥山 亜弓は、社外取締役であります。
2. 監査役加山 宏及び藤田 裕二並びに南出 浩一は、社外監査役であります。
3. 2021年8月26日開催の定時株主総会終結の時から、2023年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2020年2月27日開催の臨時株主総会終結の時から、2023年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 当社は、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と、各部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は以下の通りであります。

氏名	役職名
高橋 亮人	執行役員 兼 システムソリューション部長
水野 謙	執行役員 兼 基盤開発部長
清水 浩晃	執行役員 兼 ビジネスディベロップメント部長

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であり、社外監査役は3名であります。

社外取締役及び社外監査役は、監督機能の強化または監査役の監査機能の強化のため、当社にとって重要な位置づけと考えております。社外取締役は議決権を有する取締役会の一員として、審議及び決議に参加することで、取締役会としての監督機能の向上に努めております。また、社外監査役による取締役会における発言は、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献しております。

社外取締役の菅野雅之は株式会社東芝においてIT系部門責任者や子会社の社長を歴任し豊富な知識、経験を有し、また、IT系の技術に関する造詣も深く、専門的・客観的な見地から当社の経営監視を期待できるものと判断したことから、当社取締役として選任しております。

社外取締役の鳥山亜弓氏は公認会計士・弁護士資格を有しており、長年にわたる実務経験から企業法務に関する相当程度の知見を有し、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益な意見や助言をいただくと考え、当社のガバナンス強化と業務執行を監督するうえで適切な人材と判断したことから、当社取締役として選任しております。

社外監査役の加山宏はスズデン株式会社において常勤監査役を経験しており、当社の経営管理体制の一層の充実に寄与することが期待されると判断し、社外監査役として選任しております。

社外監査役の藤田裕二は公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の意思決定に対し有意な牽制が可能であると判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は藤田公認会計士事務所の所長であります。当社との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役の南出浩一は公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の意思決定に対し有意な牽制が可能であると判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は南出公認会計士事務所の所長、やまと監査法人の代表社員であります。当社との間には特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的な基準は定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行い、内部統制システムの整備・運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。また、会計監査人と定期的に意見交換を行い、より実効性の高い監査の実施に努めております。

内部監査は、毎期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門対象とした内部監査を実施しており、より実効性の高い監査体制を実現するため定期的に監査役、会計監査人との意見交換を行っております。また、内部監査の結果については代表取締役社長宛に都度報告するとともに、改善状況に関するフォローアップも行っております。

社外取締役は定期的に監査役と社内管理体制、コンプライアンス、事業活動の状況等について定期的に意見交換を行い情報収集に努めております。

これらの活動により、監督・監査の質的向上及び内部統制の強化を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、社外監査役3名により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。なお、監査役藤田裕二及び監査役南出浩一は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。各監査役は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。

監査役監査は毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行い、内部統制システムの整備・運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。

内部監査の状況

当社の業務遂行上の不正誤謬を未然防止し、経営の合理化に寄与することを目的とし、代表取締役が任命した内部監査担当者3名(内部監査責任者1名、担当者2名)を設置しております。

内部監査にあたっては毎期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門対象とした内部監査を実施しており、より実効性の高い監査体制を実現するため定期的に監査役、会計監査人との意見交換を行っております。また、内部監査の結果については代表取締役宛に都度報告するとともに、改善状況に関するフォローアップも行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 佐藤 健文

指定有限責任社員・業務執行社員 丸田 力也

なお、継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

d. 監査業務における補助者の構成

公認会計士 2名

その他 7名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針は、独立性、専門性及び品質管理体制等を考慮するものとしております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っています。太陽有限責任監査法人について、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生は無く、会計監査人の職務の遂行に支障がないと評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
15,500	-	16,300	1,500

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Grant Thornton)に属する組織に対する報酬(a.を除く)
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、当社の規模及び業務の特性等の要素を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定する方針です。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、当該検証結果を踏まえて、報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は、固定報酬と取締役（非常勤を除く）に対する業績連動報酬により構成されており、業績連動報酬は賞与として支給しております。また、当該業績連動報酬の支給額は単年度の経常利益額が予め定めた閾値を超えた額の10%以内と設定しており、当事業年度の経常利益額が当該閾値を上回ったため業績連動報酬を支給いたしました。なお、当該指標を選択した理由は、一過性の特別損益の影響を受けない経営活動全般の利益を表していることからモチベーション効果が高いと判断したためであります。なお、業績連動報酬の評価指標と実績値は以下のとおりとなっております。

評価指標	経常利益
閾値	50,000千円
実績値（業績連動報酬計上前）	201,726千円

なお、役員報酬の額については、2019年8月21日開催の定時株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決めております。各取締役の報酬額は、取締役会で決定しており、各監査役の報酬額は、監査役会で決定しております。

また、当事業年度における役員の報酬等の額の決定における取締役会の活動内容につきましては以下のとおりであります。

- ・当事業年度の実績の決定
- ・業績連動報酬の算定方法の決定
- ・業績連動報酬の支給の決定

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	105,453	97,453	8,000	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	13,968	13,968	-	-	4

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年6月1日から2021年5月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナー等に積極的に参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	273,627	686,552
電子記録債権	-	2,874
売掛金	278,084	356,074
仕掛品	1 20,179	1 25,087
貯蔵品	83	126
前払費用	44,723	45,812
その他	591	1,144
貸倒引当金	235	-
流動資産合計	617,053	1,117,671
固定資産		
有形固定資産		
建物	28,842	28,842
減価償却累計額	8,491	10,638
建物(純額)	20,350	18,204
工具、器具及び備品	43,215	53,933
減価償却累計額	30,640	41,316
工具、器具及び備品(純額)	12,574	12,616
リース資産	6,915	6,915
減価償却累計額	6,915	6,915
リース資産(純額)	-	-
有形固定資産合計	32,925	30,820
無形固定資産		
ソフトウェア	101,577	104,455
ソフトウェア仮勘定	21,009	99,522
無形固定資産合計	122,586	203,978
投資その他の資産		
出資金	50	-
敷金	77,055	76,968
長期前払費用	382	45
繰延税金資産	4,300	12,558
その他	2,889	8,889
貸倒引当金	2,889	2,889
投資その他の資産合計	81,788	95,571
固定資産合計	237,300	330,370
資産合計	854,353	1,448,042

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,907	33,380
短期借入金	2 250,000	2 100,000
1年内返済予定の長期借入金	25,202	-
未払金	46,945	69,457
未払費用	110,918	157,496
未払法人税等	51,241	53,597
未払消費税等	44,889	35,942
前受金	20,245	24,029
預り金	12,434	5,477
その他	-	880
流動負債合計	569,783	480,261
固定負債		
長期借入金	874	-
資産除去債務	14,866	14,866
固定負債合計	15,740	14,866
負債合計	585,524	495,128
純資産の部		
株主資本		
資本金	116,400	392,929
資本剰余金		
資本準備金	-	276,529
利益剰余金		
利益準備金	648	648
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	151,781	282,807
利益剰余金合計	152,429	283,455
株主資本合計	268,829	952,914
純資産合計	268,829	952,914
負債純資産合計	854,353	1,448,042

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
売上高	1,830,313	2,170,319
売上原価	1 1,051,603	1 1,262,420
売上総利益	778,710	907,898
販売費及び一般管理費		
役員報酬	112,369	119,421
給料及び手当	212,430	268,144
減価償却費	4,483	4,408
貸倒引当金繰入額	61	235
その他	278,149	307,610
販売費及び一般管理費合計	2 607,369	2 699,348
営業利益	171,340	208,550
営業外収益		
受取保険金	-	3,111
助成金収入	1,000	1,361
その他	1	22
営業外収益合計	1,001	4,496
営業外費用		
支払利息	4,141	2,565
損害賠償金	3,211	-
上場関連費用	2,000	16,090
その他	447	665
営業外費用合計	9,800	19,320
経常利益	162,540	193,726
税引前当期純利益	162,540	193,726
法人税、住民税及び事業税	61,007	70,958
法人税等調整額	2,076	8,258
法人税等合計	58,931	62,700
当期純利益	103,609	131,025

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)		当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
労務費	1	586,066	51.3	760,089	52.4	
外注費		184,503	16.1	268,221	18.5	
経費		372,232	32.6	421,843	29.1	
当期総製造費用		1,142,802	100.0	1,450,154	100.0	
期首仕掛品たな卸高		15,178		20,179		
合計		1,157,981		1,470,333		
期末仕掛品たな卸高		20,179		25,087		
当期製品製造原価		1,137,801		1,445,246		
他勘定振替高		2	86,198		182,825	
当期売上原価			1,051,603		1,262,420	

原価計算の方法

当社の原価計算はプロジェクト別の個別原価計算によっております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
サーバー費(千円)	174,867	232,109
地代家賃(千円)	62,315	61,240

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
ソフトウェア及びソフトウ エア仮勘定(千円)	42,465	111,815
その他(千円)	43,733	71,009
合計(千円)	86,198	182,825

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	116,400	-	648	48,171	48,819	165,219	165,219
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行（新株予約権の 行使）	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	103,609	103,609	103,609	103,609
当期変動額合計	-	-	-	103,609	103,609	103,609	103,609
当期末残高	116,400	-	648	151,781	152,429	268,829	268,829

当事業年度（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	116,400	-	648	151,781	152,429	268,829	268,829
当期変動額							
新株の発行	269,773	269,773	-	-	-	539,546	539,546
新株の発行（新株予約権の 行使）	6,756	6,756	-	-	-	13,512	13,512
当期純利益	-	-	-	131,025	131,025	131,025	131,025
当期変動額合計	276,529	276,529	-	131,025	131,025	684,084	684,084
当期末残高	392,929	276,529	648	282,807	283,455	952,914	952,914

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	162,540	193,726
減価償却費	41,525	43,989
貸倒引当金の増減額(は減少)	61	235
受取利息	1	3
支払利息	4,141	2,565
上場関連費用	-	16,090
売上債権の増減額(は増加)	69,541	80,863
たな卸資産の増減額(は増加)	5,000	4,907
仕入債務の増減額(は減少)	6,268	25,473
未払金の増減額(は減少)	9,027	20,510
未払費用の増減額(は減少)	28,922	46,664
前受金の増減額(は減少)	8,111	3,784
その他	33,478	12,909
小計	188,820	253,883
利息の受取額	1	3
利息の支払額	3,801	2,668
法人税等の支払額	47,195	72,049
営業活動によるキャッシュ・フロー	137,824	179,170
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	13,130	8,716
無形固定資産の取得による支出	47,488	111,815
その他の支出	-	6,605
投資活動によるキャッシュ・フロー	60,619	127,137
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	25,000	150,000
長期借入金の返済による支出	46,904	26,076
株式の発行による収入	-	539,546
上場関連費用の支出	-	16,090
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	13,512
その他の支出	164	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,068	360,892
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	55,136	412,925
現金及び現金同等物の期首残高	218,490	273,627
現金及び現金同等物の期末残高	273,627	686,552

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品及び貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	3～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアの売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を適用し、その他の契約については工事完成基準を適用することとしております。工事進行基準を適用する契約の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によることとしております。なお、当事業年度においては、工事進行基準を適用する契約はありません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当社は、資産及び負債の財務諸表上の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しており、当事業年度における計上額は、繰延税金資産12,558千円です。（繰延税金負債と相殺前の金額は15,565千円であります）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得に関する予測は、過去の実績等に基づいており、経営環境の変化や税制の変更等によって、課税所得の見積りの変更が必要になる場合には、繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年5月期の期首より適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の
算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関
するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注
記事項が定められました。

2. 適用予定日

2022年5月期の期首より適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末
に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当
該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容
については記載しておりません。

(有価証券明細表)

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略し
ております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

当社は緊急事態宣言に先立ち従業員及び顧客の安全を確保する必要があると考え在宅勤務、リモートによる営業活動等を推進し、事業活動を維持継続して参りました。

当事業年度の財務諸表作成にあたり、新型コロナウイルス感染症は今後収束に向かい徐々に経済・社会活動が回復するものと仮定し、想定しうる影響を会計上の見積り及び仮定の設定において検討しておりますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況によっては、翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

- 1 損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品は、これに対応する受注損失引当金と相殺表示しております。受注損失引当金に対応する仕掛品の額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
仕掛品に係るもの	902千円	672千円

- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	290,000千円	290,000千円
借入実行残高	250,000	100,000
差引額	40,000	190,000

(損益計算書関係)

- 1 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
	514千円	230千円

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
	- 千円	12,402千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1、2	23,200	3,196,800	-	3,220,000
A種優先株式 (注) 1	9,000	-	9,000	-
合計	32,200	3,196,800	9,000	3,220,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
A種優先株式(注) 1	-	9,000	9,000	-
合計	-	9,000	9,000	-

- (注) 1. 2020年2月19日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付で当該A種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は、2020年2月27日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2020年2月27日開催の取締役会決議により、2020年3月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は、3,187,800株増加し、3,220,000株となっております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	3,220,000	771,500	-	3,991,500
合計	3,220,000	771,500	-	3,991,500
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加771,500株は、公募増資による増加466,000株、第三者割当増資による増加144,900株、新株予約権の行使による増加160,600株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
現金及び預金勘定	273,627千円	686,552千円
現金及び現金同等物	273,627	686,552

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産・・・主に本社事務所の複合機とノートパソコン(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関からの借り入れによる方針であります。当社はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
敷金は、事務所の賃貸契約における保証金であります。
営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。
借入金は運転資金の確保等を目的として調達したものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、請求担当部門が取引先の状況を常にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社の経理部門において適時に資金繰計画を作成・変更し、手許流動性を一定額以上に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	273,627	273,627	-
(2) 受取手形	-	-	-
(3) 売掛金	278,084	278,084	-
貸倒引当金 1	235	235	-
	277,848	277,848	-
(4) 敷金	77,055	76,845	210
資産計	628,531	628,321	210
(1) 買掛金	7,907	7,907	-
(2) 短期借入金	250,000	250,000	-
(3) 未払金	46,945	46,945	-
(4) 未払法人税等	51,241	51,241	-
(5) 未払消費税等	44,889	44,889	-
(6) リース債務 2	-	-	-
(7) 長期借入金 2	26,076	26,012	63
負債計	427,059	426,996	63

1 営業債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2 これらの金額には、1年以内返済予定分を含めております。

当事業年度（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	686,552	686,552	-
(2) 電子記録債権	2,874	2,874	-
(3) 売掛金	356,074	356,074	-
(4) 敷金	76,968	76,131	836
資産計	1,122,469	1,121,632	836
(1) 買掛金	33,380	33,380	-
(2) 短期借入金	100,000	100,000	-
(3) 未払金	69,457	69,457	-
(4) 未払法人税等	53,597	53,597	-
(5) 未払消費税等	35,942	35,942	-
負債計	292,378	292,378	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金

敷金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務、(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金及び預金	273,627	-	-	-
売掛金	278,084	-	-	-
敷金	-	77,055	-	-
合計	551,712	77,055	-	-

当事業年度（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金及び預金	686,552	-	-	-
電子記録債権	2,874	-	-	-
売掛金	356,074	-	-	-
敷金		76,968	-	-
合計	1,045,501	76,968	-	-

(注) 3. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	25,202	874	-	-	-	-
合計	25,202	874	-	-	-	-

当事業年度（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2015年 第1回新株予約権	2015年 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役2名 従業員48名	従業員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式252,900株	普通株式14,300株
付与日	2015年4月2日	2015年10月13日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自2017年4月2日 至2025年3月17日	自2017年10月13日 至2025年9月27日

	2016年 第3回新株予約権	2017年 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員14名	従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式16,400株	普通株式16,000株
付与日	2016年8月19日	2017年8月18日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自2018年8月20日 至2026年8月16日	自2019年8月16日 至2027年8月15日

	2018年 第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式9,100株
付与日	2018年8月22日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自2020年8月22日 至2028年8月21日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。また、2020年3月16日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使条件に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2015年 第1回新株予約権	2015年 第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	169,000	6,500
権利確定	-	-
権利行使	144,000	2,600
失効	-	-
未行使残	25,000	3,900

	2016年 第3回新株予約権	2017年 第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	12,500	15,200
権利確定	-	-
権利行使	7,200	4,000
失効	-	-
未行使残	5,300	11,200

		2018年 第5回新株予約権
権利確定前	(株)	
前事業年度末		8,400
付与		-
失効		-
権利確定		8,400
未確定残		-
権利確定後	(株)	
前事業年度末		-
権利確定		8,400
権利行使		2,800
失効		-
未行使残		5,600

(注) 株式数に換算して記載しております。また、2020年3月16日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2015年 第1回新株予約権	2015年 第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	80	120
行使時平均株価 (円)	2,894	3,075
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	2016年 第3回新株予約権	2017年 第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	120	120
行使時平均株価 (円)	2,843	2,974
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	2018年 第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	120
行使時平均株価 (円)	2,696
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 株式数に換算して記載しております。また、2020年3月16日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産方式及び類似業種比準方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 112,282千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
451,187千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 5月31日)	当事業年度 (2021年 5月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	957千円	884千円
資産除去債務	4,552	4,552
受注損失引当金	276	205
未払賞与	3,657	8,953
未払事業税	3,633	4,832
その他	3,046	4,620
繰延税金資産小計	16,124	24,049
評価性引当額	8,519	8,483
繰延税金資産合計	7,605	15,565
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	3,305	3,008
繰延税金負債合計	3,305	3,008
繰延税金資産の純額	4,300	12,558

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 5月31日)	当事業年度 (2021年 5月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.34	0.27
住民税均等割	0.33	0.27
未払賞与	0.66	1.26
評価性引当額の増減	0.06	0.02
留保金課税	3.57	-
その他	0.68	0.04
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.26	32.37

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14年と見積り、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
期首残高	14,866千円	14,866千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
期末残高	14,866	14,866

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、クラウドコマースプラットフォーム構築事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	システム受託開発	システム運用保守	その他	合計
外部顧客への売上高	714,136	1,083,489	32,688	1,830,313

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が無いため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	システム受託開発	システム運用保守	その他	合計
外部顧客への売上高	919,205	1,203,486	47,628	2,170,319

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が無いため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2019年 6月 1日 至 2020年 5月31日）

該当事項はありません。

なお、前事業年度において金融機関からの借入れに対して、主要株主兼代表取締役である蕪木 登より債務保証を受けておりましたが、当事業年度中に当該債務被保証は解消しております。なお、保証料等の支払は行ってありません。

当事業年度（自 2020年 6月 1日 至 2021年 5月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
1株当たり純資産額	83円49銭	238円74銭
1株当たり当期純利益	32円18銭	34円64銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	34円19銭

(注) 1. 当社は、2020年8月25日付けで東京証券取引所マザーズに上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当事業年度会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 当社は、2020年2月27日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月16日付をもって普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
(1) 1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	103,609	131,025
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	103,609	131,025
普通株式の期中平均株式数(株)	3,220,000	3,782,908
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額	-	-
普通株式増加数(株)	-	49,589
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 5種類 新株予約権 2,116個 普通株式 211,600株	-

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	28,842	-	-	28,842	10,638	2,146	18,204
工具、器具及び備品	43,215	10,718	-	53,933	41,316	10,676	12,616
リース資産	6,915	-	-	6,915	6,915	-	-
有形固定資産計	78,973	10,718	-	89,691	58,870	12,822	30,820
無形固定資産							
ソフトウェア	166,281	33,302	-	199,584	95,128	30,424	104,455
ソフトウェア仮勘定	21,009	111,815	33,302	99,522	-	-	99,522
無形固定資産計	187,290	145,118	33,302	299,106	95,128	30,424	203,978
長期前払費用	382	-	337	45	-	-	45

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 10,718千円 ノートパソコンの取得によるものであります。

ソフトウェア 33,302千円 クラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」に対する機能改良の完了によるものであります。

ソフトウェア仮勘定 111,815千円 クラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」に対する機能改良によるものであります。

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 33,302千円 クラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」に対する機能改良の完了によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	250,000	100,000	1.23	-
1年以内に返済予定の長期借入金	25,202	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	874	-	-	-
合計	276,076	100,000	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(流動)	235	-	-	235	-
貸倒引当金(固定)	2,889	-	-	-	2,889
受注損失引当金	902	672	902	-	672

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、貸倒見込額の見直しによる洗替額等であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	93
預金	
普通預金	686,459
小計	686,459
合計	686,552

ロ．電子記録債権

相手先	金額(千円)
株式会社西松屋チェーン	2,874
合計	2,874

ハ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社KDDIエボルバ	41,825
株式会社アイル	24,448
株式会社スクウェア・エニックス	22,248
三菱HCキャピタル株式会社	16,292
阿波銀コネクト株式会社	15,979
その他	235,279
合計	356,074

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
278,084	2,405,720	2,327,731	356,074	86.7	48

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ニ．仕掛品

品目	金額（千円）
受託開発仕掛品	25,087
合計	25,087

ホ．貯蔵品

区分	金額（千円）
切手、印紙	126
合計	126

固定資産

ヘ．敷金

相手先	金額（千円）
三井不動産株式会社	70,541
三和レーベン株式会社	5,198
その他	1,229
合計	76,968

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ケーエスジャパン	12,983
株式会社ナナイロ	7,701
FORSQUARE株式会社	5,214
その他	7,482
合計	33,380

ロ．未払費用

区分	金額（千円）
給与及び役員報酬	75,229
賞与	37,239
法定福利費	13,504
その他	31,522
合計	157,496

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	460,626	1,035,303	1,525,482	2,170,319
税引前四半期(当期)純利益(千円)	13,821	98,718	154,563	193,726
四半期(当期)純利益(円)	9,439	64,638	106,548	131,025
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	2.80	17.94	28.69	34.64

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	2.80	14.41	10.65	6.13

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日から3か月以内
基準日	毎年5月31日
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日 毎年11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注1)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注1)
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告により行うこととしております。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.interfactory.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、2020年8月25日付で株式会社東京証券取引所へ上場したことに伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となったことから、該当事項はなくなっております。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された2020年8月25日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されました。

3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
2020年7月20日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
2020年8月6日及び2020年8月17日関東財務局長に提出。
2020年7月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 臨時報告書
2020年8月25日及び2020年9月4日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号に基づく臨時報告書であります。
- (4) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度第17期（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）2020年8月31日関東財務局長に提出。
- (5) 四半期報告書及び確認書
第18期第1四半期（自 2020年6月1日 至 2020年8月31日）2020年10月14日関東財務局長に提出
第18期第2四半期（自 2020年9月1日 至 2020年11月30日）2021年1月14日関東財務局長に提出
第18期第3四半期（自 2020年12月1日 至 2021年2月28日）2021年4月14日関東財務局長に提出
- (6) 訂正有価証券報告書
2021年4月7日関東財務局長に提出
2020年8月31日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年8月27日

株式会社インターファクトリー

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸田 力也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターファクトリーの2020年6月1日から2021年5月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターファクトリーの2021年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

クラウドコマースプラットフォームの機能改良に伴う資産計上額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、クラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」の機能改良を継続的に行っている。当事業年度におけるクラウドコマースプラットフォームの資産計上額は【附属明細表】有形固定資産等明細表に記載されているソフトウェア仮勘定の増加額111,815千円であり、主に機能改良に要した労務費が計上されている。</p> <p>会社は、開発計画策定時に機能改良が技術的に実現可能であり、顧客への提供が確実であるかどうかを検討し、取締役会等で承認した後に資産計上を行っている。また、作業着手後においては、開発計画に従って改良作業が予定通り行われているかを確認し、大幅な修正費用等が資産計上されていないかを検証している。</p> <p>クラウドコマースプラットフォームの機能改良に伴う資産計上額は金額的重要性が高く、自社開発の無形の資産であることから資産計上の要件を満たすかどうかについて慎重な検討が必要であり、特に技術的な実現可能性の評価や開発計画の進捗状況の把握には、ITに関する専門的な知識が必要となる。したがって、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、クラウドコマースプラットフォームの機能改良に伴う資産計上額の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発計画の承認や、作業日報の記録と承認に関連する内部統制を理解し、その整備及び運用状況を評価した。 ・ 取締役会議事録や稟議書の閲覧、経営者への質問により、会社の経営環境に照らしたクラウドコマースプラットフォームの機能改良の必要性や目的、方針変更の有無について理解した。 ・ 開発計画を閲覧し、機能改良の目的や内容を理解して、資産計上の要件を満たすかどうかを検証した。 ・ 資産計上された労務費について検証するため、作業日報や給与台帳との照合を行った。 ・ 一定規模以上の案件については、ITの専門知識を有する者を監査チームのメンバーに加えたうえで、以下の検証を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発計画の閲覧や開発責任者への質問により、機能改良に利用される技術についての会社の知見の有無、一般的でない技術の採用の有無を確かめた。 ・ 開発中のプログラムや作業日報の閲覧、開発責任者への質問により、開発計画の進捗状況や大幅な修正費用等の発生状況を確認した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。